

(結果公表様式)

第2次東御市都市計画マスタープラン（素案）及び東御市立地適正化計画（素案）に対するパブリックコメントの結果について

1 募集の概要

件 名	第2次東御市都市計画マスタープラン（素案）及び東御市立地適正化計画（素案）
意見の募集期間	令和7年12月10日（水）～令和8年1月8日（木）
意見の受付方法	電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接、ながの電子申請サービス
周 知 場 所	市報とうみ、市ホームページ、市民ラウンジ、総合福祉センター、中央公民館、滋野コミュニティーセンター、祢津公民館、和コミュニティーセンター、北御牧公民館
結果の公表場所	市ホームページ
提 出 状 況	(1) 提出者数 3人 (2) 提出意見数 28件
実 施 機 関	東御市都市整備部建設課都市計画係 電話：0268-64-5914 ファックス：0268-64-5881 電子メール：kensetsu@city.tomi.nagano.jp

2 ご意見の内容と市の考え方について

(1) 第2次東御市都市計画マスタープラン（素案）に関するご意見

番号	意見の内容・要旨	市の考え方
1	現行計画に記載されている、市民・行政・民間などの多様な主体が連携してまちづくりを進める考え方を、第2次計画のまちづくりの目標に記載することを提案する。	「第6章実現化の方策 4パートナーシップ（協働）によるまちづくり」において、市民、事業者、行政の役割について整理しています。（都市計画マスタープラン P124）
2	都市計画マスタープラン P56において、分野別の主要課題がまとめられているが、そのうち、1.人口、7.都市構造評価、8.生活利便施設について、整備方針等に記載がない。人口について、「第3章全体構想 3分野別の整備方針」に記載することを提案する。	本計画においては、将来の都市構造や拠点配置等を検討するための資料として、人口について分析しています。「第3章全体構想 3分野別の整備方針」についても、人口の将来フレームを踏まえた内容としています。（都市計画マスタープラン P65～）

番号	意見の内容・要旨	市の考え方
3	移住定住促進、多拠点居住、関係人口の増加、田園回帰1%戦略など、人口減少の緩和策を計画に記載することを提案する。	人口減少の緩和に向けた施策等については、総合計画をはじめとする関連計画において整理しているほか、立地適正化計画の居住誘導施策の中で、移住定住の促進等について記載しています。(立地適正化計画P53)
4	現行計画に記載されている人口減少時代への対応(限られた資源の活用、高齢者の住みよい福祉社会づくり)について、第2次計画にも記載することを提案する。	人口減少への対応として、まちづくりの目標に「コンパクトで持続可能なまちづくり」を掲げています。(都市計画マスターplan P58)
5	都市構造評価について、地区ごとの都市間連携の方向性として整理し、「第3章全体構想 3分野別の整備方針」に記載することを提案する。	本計画においては、将来の都市構造や拠点配置等を検討するための資料として、都市構造評価を行っています。「第3章全体構想 3 分野別の整備方針」についても、その結果を踏まえた内容としています。(都市計画マスターplan P65~)
6	生活利便施設について、地区ごとの生活利便性施設の維持の方向性として整理し、「第3章全体構想 3分野別の整備方針」に記載することを提案する。	'第3章全体構想 3分野別の整備方針'及び'第5章地区別構想 2地域別まちづくりの方針'において、生活を支える施設の維持に関する記載をしています。(都市計画マスターplan P65~P67、P85~P119) なお、立地適正化計画においては、機能の維持を図る施設を具体的に示しています。(立地適正化計画 P19)
7	火災が広がりやすい古い木造住宅の密集や空き家の状況を踏まえ、用途地域の指定について見直しの考え方を記載することを提案する。	'第6章実現化の方策 1 都市計画制度の運用'などにおいて、用途地域の見直しに関する考え方を記載しています。(都市計画マスターplan P11、P65、P90、P104、P111、P120ほか)
8	都市計画マスターplan P6以降に記載の「都市計画区域」、「用途地域」、「用途地域指定区域」、「農業用地」、「農振農用地」について、解説を記載することを提案する。	巻末の用語集に解説を記載します。

番号	意見の内容・要旨	市の考え方
9	都市計画マスタープラン P5 における小学校別の児童数の推移について、5年程度の出生数を基にした推計を行い、計画に掲載することを提案する。	児童数の将来推計については、出生数に加えて転入・転出などの社会動態の影響も考慮する必要があり、推計方法や前提条件によって結果に幅が生じることから、本計画では新たな推計は行いません。 その代替となる情報として、各地区の5歳階級別人口構成の見通しを示していますので、そちらをご参照ください。(都市計画マスタープラン P85～P114)
10	都市計画マスタープラン P9 における「自然的土地利用」及び「都市的土地利用」について、解説を記載することを提案する。	巻末の用語集に解説を記載します。
11	都市計画マスタープラン P11 のグラフ「農地転用の状況」において多数を占めている「その他」について、解説を記載することを提案する。	「その他」については、商業施設や農林業施設等への転用が含まれているため、その代表的な例を計画中に追記します。
12	都市計画マスタープラン P13 の表「都市計画公園の整備状況」に、都市計画決定されていない都市公園を加えることを提案する。	表を修正し、都市計画決定されていない都市公園を追加します。
13	都市計画マスタープラン P32、33 に記載の「L2」の注釈及びハザードマップの「年度」(他の図表についても同じ)を記載することを提案する。	巻末の用語集に解説を記載します。 図表や参照データについて年度を追記します。
14	都市計画マスタープラン P37 の表「建築年別建物棟数」における「不明」について解説を記載することを提案する。	家屋台帳データにおいて建築年が確認できない建物を「不明」として整理しているため、その旨を計画中に追記します。

番号	意見の内容・要旨	市の考え方
15	都市計画マスタープラン P31 の災害履歴について、都市ガスが「被害を受けたライフライン」としてのみ記述されており、今後の教訓・強化策が示されていない。都市ガスを含めたエネルギーインフラの具体像を記載してはどうか。	今後の施策検討の参考にさせていただくとともに、「第3章全体構想 3－4 防災・減災」の中で、生活インフラの確保について追記します。
16	都市計画マスタープラン P75 の防災・減災において、道路・上下水道は明記されているが、エネルギーインフラの役割が明記されていない。都市ガス等を活用した分散型エネルギー・システムの導入等によるレジリエンス向上について記載してはどうか。	

(2) 東御市立地適正化計画（素案）に関するご意見

番号	意見の内容・要旨	市の考え方
17	立地適正化計画 P35 の防災指針において、エネルギーインフラを具体施策に含めてはどうか。誘導区域内におけるエネルギー供給の維持は居住継続性の前提条件であり、明示することで事業化の根拠になる。	「第8章誘導施策 2居住誘導施策」の中で、「安全・安心なインフラ基盤の維持」の1項目としてエネルギーの安定供給について追記します。

(3) 各計画共通・その他のご意見

番号	意見の内容・要旨	市の考え方
18	市民が互いに敬意を払い、偏見なく意見を述べられる仕組みとして、政策決定や政策提言、意見形成などに用いられるミニ・パブリック手法などの採用を提案する。	今後の計画策定の参考とさせていただき、計画の性質に応じて適切な市民参画の手法を検討してきます。

番号	意見の内容・要旨	市の考え方
19	計画の基礎的資料として実施されたアンケート調査について、パブリックコメントの実施に当たり市民が参照できるよう、何らかの方で提供することを提案する。	今後のパブリックコメント実施の際に参考にさせていただきます。
20	アンケート調査について、調査の趣旨や実施方法などを計画中に記載することを提案する。	アンケート調査結果については、資料編として別途整理します。
21	都市計画マスターplan及び立地適正化計画について、第3次総合計画をはじめとする他の計画との相互の関連の度合いについて記載することを提案する。	計画策定にあたり、関連計画について整理しています。そのうえで、まちづくりの目標との関係性を示しています。（都市計画マスターplan P2、P43～P55、P58）（立地適正化計画 P3、5）
22	コミュニティの維持、公共交通の必要性、災害リスクなどについて、まちづくりの目標に対する方針や関連する計画名を記載することを提案する。	
23	都市計画マスターplanにおける生活拠点及び立地適正化計画における地域拠点について、再生可能エネルギーによる独立した電力ネットワークシステムの構築などを盛り込み、生活の希望を感じられる施策とすることを提案する。	今後の施策検討の参考にさせていただきます。なお、本市では「ゼロカーボンシティとうみ」を推進しており、都市計画マスターplan「第3章全体構想 3-3 都市環境・景観」の中で各種取り組みについて記載しています。（都市計画マスターplan P73）また、再生可能エネルギーの利用促進に関する具体的な取り組みについては、「東御市地球温暖化対策地域推進計画」（生活環境課）にて整理をしていますのでご参照ください。
24	地域拠点や生活拠点について、再生可能エネルギーの地産地消や地域資源を活かした自立・分散型拠点とする計画とすることを提案する。	

番号	意見の内容・要旨	市の考え方
25	市街地ゾーン、中心拠点、都市機能誘導区域及び居住区域における道路など、住宅環境の整備について検討し記載することを提案する。	都市計画マスタープランにおいては、「第3章全体構想 3分野別の整備方針」の中で、生活道路などに対する市全体の方針について記載しており、「第5章地区別構想 2地域別まちづくりの方針」の中で、地区の特性を踏まえた方針を記載しております。(都市計画マスタープラン P65~76、P85~119) 立地適正化計画においては、「第8章誘導施策」の中で、魅力ある居住環境の形成について記載しております。(立地適正化計画 P54)
26	東御市は都会と比べて自然が豊かであり、田園地帯の方が都市部よりも豊かだと思われる。環境破壊よりも自然と共調したほうが人口減少を防げると思う。	本計画では、自然環境との調和を重視し、自然と市街地との連続性に配慮した都市を目指しています。(都市計画マスタープラン P60)
27	東御市のコンパクトシティ化が必要かもしれない。田中、和、祢津、滋野、北御牧は存在しないといけない。それぞれの地区の特性を十分に生かす必要があると思う。	本計画では、各地区の特性を生かし、拠点ごとに必要な機能を配置しながら連携を図る「拠点連携型都市構造」の形成を目指しています。(都市計画マスタープラン P60) (立地適正化計画 P5、6)
28	東御市は中央集中型の仙台型よりも、地方分散型の山形型が望まれると思う。	